

# たばこの煙のない理容店・美容店拡大事業実施要領

## 1 目的

国民の健康の増進の総合的な推進を図るためには、国民一人一人が健康な生活習慣の重要性に対する理解を深め、自らの生活習慣の改善等により健康の増進に努めるとともに、社会全体がその取組を支援することが重要である。

そのため、生活衛生関係営業においても、自ら健康の増進に取り組む個人を支援する必要がある。

この要領は、理容店及び美容店における受動喫煙防止対策の取組を推進するため「たばこの煙のない理容店・美容店拡大事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業実施機関

島根県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）

島根県理容生活衛生同業組合及び島根県美容業生活衛生同業組合（以下「組合」という。）

## 3 用語の定義

この要領において、「たばこの煙のない理容店・美容店」とは、島根県内の理容店及び美容店のうち、店内を終日禁煙とする理容店・美容店（以下「理・美容店」という。）とする。

## 4 事業内容

事業の内容は、以下の通りとする。

- (1) この要領に定める理・美容店を登録する。
- (2) この要領に定める理・美容店数を拡大する。
- (3) この要領に定める理・美容店を広く県民に情報提供する。

## 5 役割分担

### (1) 組合支部長

- ①登録理・美容店を募集する。
- ②登録等の申込みの受付をする。
- ③申込みのあった理・美容店の終日禁煙を確認する。
- ④受付をした理・美容店を指導センターへ報告する。
- ⑤登録された理・美容店の実施状況を定期的に把握する。

(2) 指導センター

- ①理・美容店の登録及び登録証を交付する。
- ②理・美容店の登録状況を県民に情報提供をする。

(3) 組合

指導センターと協力し、事業を実施する。

## 6 実施手順

(1) 届 出

登録及びたばこの煙のない理・美容店ホームページへの掲載を希望する理・美容店は、登録申込書（様式1）及びたばこの煙のない理・美容店ホームページ掲載申込書（様式2）を組合支部長に提出する。

(2) 申込みの受付

組合支部長は、理・美容店からの申込書の提出があった場合、店内の終日禁煙を確認した後申込書を受け付け、指導センター宛送付する。

(3) 登 録

指導センターは、提出のあった申込書の内容を確認した後、登録証等を作成する。

(4) 登録証等の配布

組合支部長は登録証等を配布する。

(5) 表示の実施

理・美容店は、利用者にわかりやすいように登録証等を掲示する。

(6) 実施状況調査

組合支部長は、事業の円滑な実施を図るため、理・美容店との連絡を密にし、禁煙の実施状況を調査する。

(7) 変更、中止

理・美容店において、店内の終日禁煙を中止する必要がある際には登録中止届（様式3）を組合支部長に提出し、登録証を返却する。

(8) 報 告

組合支部長は、登録、変更、中止の内容を速やかに指導センターに報告する。

また、組合支部長は、登録理・美容店の廃業を把握した際は、登録中止届（様式3）を指導センターに提出する。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。